

自己資本比率規制に関するQ&A

(平成 18 年 3 月 31 日公表、同年 7 月 28 日追加、同年 12 月 27 日追加、平成 19 年 3 月 23 日追加、同年 5 月 9 日追加、同年 9 月 28 日追加、同年 12 月 6 日追加、平成 20 年 3 月 31 日追加、同年 11 月 17 日追加、同年 12 月 24 日追加、平成 21 年 3 月 27 日追加、同年 9 月 24 日修正、平成 22 年 3 月 31 日追加・修正、同年 12 月 17 日修正、平成 23 年 3 月 31 日修正、同年 9 月 12 日追加・修正、平成 24 年 6 月 6 日公表、同年 8 月 7 日追加、同年 12 月 12 日追加・修正、平成 25 年 3 月 28 日追加・修正、同年 9 月 20 日追加・修正、平成 26 年 3 月 6 日修正、平成 27 年 3 月 31 日追加・修正、平成 28 年 3 月 11 日追加・修正、平成 28 年 7 月 1 日修正、平成 28 年 8 月 31 日追加、平成 30 年 3 月 23 日追加・修正、平成 31 年 2 月 18 日追加、同年 3 月 15 日追加・修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の条文番号となっています。

【標準的手法】

【第 6 章（標準的手法）－第 1 節（総則）及び 第 2 節（リスク・ウェイト）関係】

<非依頼格付の使用禁止>

【関連条項】第 48 条、第 49 条、第 76 条の 5、第 167 条、第 258 条、第 259 条、第 260 条、第 284 条

第 49 条-Q1 どのようなものが「非依頼格付」となるのですか。(平成 19 年 3 月 23 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

標準的手法を採用する金融機関がリスク・ウェイトの判定にあたり使用できる格付とは、中央政府に付与されたものを除き、適格格付機関が発行体からの依頼に基づき付与している格付（依頼を受けて格付が開始されたことを指すものではなく、自己資本比率の算出時点において、発行体からの依頼が継続していることを要する）を指します。従って、適格格付機関が付与した格付であっても、公開情報のみに基づき付与された格付（いわゆる「勝手格付」）を含め、発行体からの依頼に基づくことなく付与された格付は、第 49 条に規定する「非依頼格付」に該当し、自己資本比率の算出上での使用は認められません。ただし、適格格付機関が個々の債券等の格付（個別格付）を付与することについて、発行体からの包括的

な依頼を受けていることが特定できる場合や、適格格付機関が公表する情報等に基づき、標準的手法を採用する金融機関が使用しようとする格付が非依頼格付でないことが明らかになっている場合には、必ずしも個別格付毎に依頼の有無を確認することを要しません。

なお、上記に関らず、マーケット・リスク規制（標準的方式）において金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額を算出する場合、証券化エクスポージャーの所要自己資本額を算出する場合（外部格付準拠方式を用いる場合、及び、混合プール又はSAプールに係る証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式、標準的手法準拠方式における裏付資産の所要自己資本率を算出する場合。）、及び複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）について、裏付けとなる個々の構成資産の信用リスク・アセット額を算出する場合には、適格格付機関が発行体からの依頼に基づくことなく付与した格付も使用できます（複数の資産及び取引を裏付けとする資産については、個々の構成資産の売買について、金融機関自身が指図できるものを除く）。

【内部格付手法】

【第1章（定義）＜内部格付手法関係＞】

＜適格購入事業法人等向けエクスポージャープールの分散度＞

【関連条項】第1条第60号、第255条第1項第4号

第1条第60号-Q1 適格購入事業法人等向けエクスポージャープールは、分散度の高いプールとしての構成を求められていますが、具体的にどの程度分散度が高い必要がありますか。（平成31年3月15日修正）

(A)

第三者から購入した事業法人等向けエクスポージャー（購入事業法人等向けエクスポージャー）については、基本的に個々のエクスポージャーごとに信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。もっとも、金融機関内部のリスク管理実務を踏まえ、第1条第60号に規定されている要件を満たしたエクスポージャー（適格購入事業法人等向けエクスポージャー）に関しては、リテール向けエクスポージャーと同様にプール単位での信用リスク・アセットの額の算出が認められています。ただし、その際、複数の適格購入事業法人等向けエクスポージャーによって構成された適格購入事業法人等向けエクスポージャープールは、リテール向けエクスポージャーに準じて、「分散度の高いプール」である必要があります。これは、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出は個別に行うことが原則であり、リテール向けエクスポージャーに準じてプール単位で行うことは、あくまで例外であるためです。

具体的な適格購入事業法人等向けエクスポージャープールの「分散度の高さ」に関しては、これまで当該適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに含まれる適格購入事業法人等向けエクスポージャーのうち、「最大のものが総額に占める割合」という数値基準を軸に検討を進めてきました。しかしながら、現時点における金融機関内部のリスク管理実務では、「最大のものが総額に占める割合」が1パーセントから5パーセントまでばらつきがみられたことから、当面は具体的な数値基準を設定せず、各金融機関内部で「最大のものが総額に占める割合」を信用リスク管理指針において5パーセント以下の明確な数値基準として定め、運用して頂くこととします（※）。なお、告示適用後の金融機関内部のリスク管理実務の発展を促しつつ、すべての金融機関共通の数値基準を定めることを引続き検討していきます。

※ 第255条第1項第4号に規定するように、当該要件は、内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーについて、裏付資産の所要自己

資本率 (K_{IRB}) を算出するに当たり、トップ・ダウン・アプローチを準用する場合も該当します。

【内部格付手法】

【第7章（内部格付手法）－第1節（総則）関係】

<段階的適用>

【関連条項】 第146条第1項

第146条-Q1 段階的適用はどのような範囲及び期間について認められますか。(平成31年3月15日修正)
--

(A)

内部格付手法を採用する金融機関においては、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用することが原則であることを踏まえ、段階的適用の範囲及び期間については、合理的な理由がある場合（合併や海外の規制状況等）を除き、以下の基準を目安とします。

- ① 段階的適用を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が、内部格付手法を採用する金融機関の信用リスク・アセットの額の合計額（※）に占める割合が概ね10パーセント以下であること。

※ 内部格付手法を採用する金融機関の信用リスク・アセットの額の合計額については、以下に掲げる信用リスク・アセットの額は含まないものとします。

- ・ 適用除外の対象となる信用リスク・アセットの額
- ・ ファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額のうち、マンドート方式（告示第167条第7項及び第8項）、蓋然性方式（同条第10項）及びフォールバック方式（同条第11項）を適用する部分並びに（本Q&A第167条-Q9に記載されているように）ルックスルー方式を適用する場合において「信用リスク・アセットの信頼性が確保できない」ことが理由で標準的手法を使用することとなる部分の信用リスク・アセットの額
- ・ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

② 段階的適用の当初計画の開始から終了までの期間が概ね3年以内であること。

また、合理的な理由により上記の目安を超過する場合には、当該理由を内部格付手法実施計画に明記する必要があります。

なお、標準的手法、内部格付手法を採用する事業単位の間で、信用リスクを移転させることにより、意図的にグループ全体の所要自己資本の額を減らす行為は、禁止されま

す。

【第7章（内部格付手法）－ 第3節（信用リスク・アセットの額の算出）関係】

＜内部格付手法採用行がルックスルー方式を適用する場合における標準的手法の適用＞

【関連条項】第167条第2項

第167条-Q9 内部格付手法採用行がルックスルー方式を適用してファンドの投資持分に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合において、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの総額を算出する必要がありますが、当該裏付けとなる個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの算出に当たり、どのようなどきに標準的手法を適用することになりますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

内部格付手法採用行は、投資しているファンドの信用リスク・アセットの額の算出にルックスルー方式を適用する場合、原則として、ファンドの裏付けとなる個々の資産・取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）ごとに、エクスポージャーに関する情報を把握し、内部格付及び信用リスクのパラメータ（PD、該当あればLGD及びEAD）の付与を行い、それぞれの信用リスク・アセットを算出することが求められます。ただし、自行の内部格付手法実施計画に、「適用除外」又は「段階的適用」として位置付けられている資産区分については、標準的手法による信用リスク・アセットの算出が認められることから、裏付けとなる資産等の中に当該資産区分に該当する資産・取引がある場合は、その該当する資産・取引について標準的手法の適用が許容されます。また、「適用除外」又は「段階的適用」として位置付けられている事業単位においてファンド向け出資のエクスポージャーを保有する場合には、当該ファンドの裏付けとなる資産等についても、同様に標準的手法の適用が許容されます。（※1）。

一方で、裏付けとなる資産等について内部格付手法に基づく適切な信用リスク・アセットの算出が困難（例えば、ファンドの組入資産の債務者に対する直接の貸出取引がなく、外部格付も付与されていない状況など、取得可能な情報が限定的となることにより適切な内部格付が付与できない場合や、投資先が内部格付制度の適用対象セグメント（市場・業種等）の範囲外であるなど、内部格付手法採用行の内部格付制度における評価プロセスに照らして適切な内部格付や信用リスクのパラメータの付与が困難となる場合など。）であり、信用

リスク・アセットの信頼性が確保できない場合は、当該「信頼性が確保できない」資産・取引については標準的手法の枠組みを適用すべきと考えられます（※1）。上記取扱いに当たっては、裏付けとなる資産等に対して内部格付やパラメータの付与が信頼性をもって実施できるか否かについて、内部格付手法採用行において判断の基準を内部規程等に定め、適切に運用することが必要になるものと考えられます（※2）。

※1：なお、裏付けとなる資産等の中に株式等エクスポージャーが含まれる場合は、当該株式等エクスポージャーに標準的手法を適用することは許容されず、告示第166条第3項第1号に規定する「簡易手法」を適用する必要があります。また、裏付けとなる資産等の中に証券化エクスポージャーが含まれる場合は、第258条から第260条までに規定する「外部格付準拠方式」を当該証券化エクスポージャーに適用する必要があります。（これらの点は、内部格付手法採用行がファンドにマンドート方式を適用する場合（即ち、保守的に仮定した資産構成に標準的手法を適用する場合）においても当てはまる注意点です。）

※2：裏付けとなる資産等に対して、内部格付手法による所要自己資本（EL+UL）を軽減する意図をもって標準的手法を適用することは許容されません。例えば、明らかにデフォルト相当と評価される資産や、そうした資産を投資対象とするファンドについては取扱いに注意が必要と考えられます。内部格付手法採用行が、内部格付やパラメータの付与が信頼性をもって実施できるか否かの判断の基準を設定するに当たっては、上記のような点にも留意する必要があると考えられます。

【証券化エクスポージャー】

【第1章（定義）＜証券化エクスポージャー関係＞等】

＜再証券化取引＞

【関連条項】第1条第2号の2イ

第1条第2号の2-Q1 原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引のうち、どのような取引が再証券化取引から除かれますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

告示第1条第2号の2に規定されているように、証券化取引の原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーで構成されている場合であっても、同号イ又はロのいずれかに該当するものは、再証券化取引から除外されることとなります。

同号イにおいて、「当該証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化エクスポージャーを含まない一原資産プールによる一の証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現できるもの」とされており、各金融機関において、保有する証券化エクスポージャーのキャッシュ・フロー（受取キャッシュ・フローのみならず、該当あれば支払キャッシュ・フローも含みます。）が（再証券化エクスポージャーではない）証券化エクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現／復元されることを疎明できる場合に限り、再証券化取引として扱わないことが認められます。

【第8章（証券化エクスポージャーの取扱い）関係】

＜資産譲渡型証券化取引としての適格性＞

【関連条項】第247条第1項第7号

第247条-Q1 資産譲渡型証券化取引につき、証券化エクスポージャーとしてのリスク・アセットを算出するためには「当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれないこと」が要件とされていますが、その例外として規定されている「やむを得ないと認められる場合における取引の終了」とは具体的に何を指しますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

税務上の事由や規制上の事由（規制の変更等により、当該証券化エクスポージャーが証券化エクスポージャーとしての適格性を失う（証券化エクスポージャーとしてのリスク・アセットの算出ができなくなることを含む。以下同じ。）おそれがある場合又は適格性を失った

場合等)のほか、反社条項への違反等、取引の早期終了がやむを得ないと認められる場合を指します。

<証券化取引のデュー・ディリジェンス体制の具備>

【関連条項】第248条第1項第1号・2号・3号・4号

第248条-Q1 証券化取引における格付の利用に関する基準のうち、保有する証券化エクスポージャーの情報等を把握するために必要な体制の整備が求められていますが、具体的にどのような体制の整備が求められていますか。(平成23年9月12日追加、平成31年3月15日修正)

(A)

各金融機関において、証券化エクスポージャーに関する投資方針並びに保有している証券化エクスポージャーの額、種類、複雑性及び保有形態等を勘案して、適切なモニタリング体制の整備を行っていただく必要があります。

この際、把握が必要な情報の深度や取得の頻度等は、証券化エクスポージャーのポートフォリオに占める割合、満期の長さ、想定される保有期間、リスク等に応じて大きく異なると考えられ、各金融機関における証券化エクスポージャーに対するリスク・プロファイルやビジネスモデルに応じた体制の整備を行うことが重要と考えられます。

もっとも、証券化エクスポージャーをほとんど保有していない金融機関においては、情報の把握や情報取得の頻度等について、保有額が大きい金融機関と同様の厳格な体制の整備が必ずしも求められていないなど、各金融機関の個別事情に応じた体制の整備を行うことも許容されるものと考えられます。

なお、把握すべき情報の整理としては、各金融機関の個別事情にもよりますが、少なくとも日本証券業協会により公表されている「証券化商品の販売等に関する規則」及び「標準情報レポーティングパッケージ(SIRP)」(平成21年3月17日公表時点のものをいう。)を参考にすることが望ましいものと考えられます。ただし、当該規則等に記載のない商品や、複雑なリスク特性を含む商品等において、当該規則等の枠組みでは情報が不足する場合には、別途整理が必要となることにもご留意下さい。

なお、平成23年12月31日より前に保有している証券化エクスポージャーについては、契約上、取得できる情報に制約がある場合等やむを得ない事情により、情報の把握に制限がある場合であっても、それに代替する情報の取得を行うなど、各金融機関において必要とされる情報の整理を行った上で、適切な情報把握に努めて頂くことが必要です。

なお、体制の整備については、各金融機関の状況の変化に応じ、適切に見直しが行われることが期待されています。

<「不適切な原資産の組成がなされていない」と判断できる場合>

【関連条項】第248条第3項

第 248 条-Q2 「不適切な原資産の組成がなされていない」と判断できる場合とは、どのような場合ですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

証券化取引において不適切な原資産の組成がなされていないかどうかの判断は、オリジネーターの原資産に対する関与の状況や原資産の質等を個別具体的に行う必要がありますが、不適切な原資産の組成がなされていないと判断できる場合としては、例えば、以下のような場合が考えられます。

① オリジネーター等が第 248 条第 3 項各号に掲げる信用リスクと同等以上の信用リスクを負担していると確認できる場合の例

- ・ オリジネーターが第 248 条第 3 項各号の条件を満たす信用リスク負担を行っていることを確認できない場合であっても、オリジネーターの親会社やいわゆるアレンジャー等の証券化商品の組成に深く関与したオリジネーター以外の関係者が信用リスクを負担しており、これらの者とオリジネーターの負担する当該信用リスクの合計が同項各号に掲げる信用リスクと同等以上であることが確認できる場合
- ・ オリジネーターにおいて証券化エクスポージャーの保有によるリスクの負担はなされていないものの、劣後部分についてオリジネーターによる信用補完(※1)がなされており、これらの者が負担する当該信用リスクが同項各号に掲げる信用リスクと同等以上であることが確認できる場合
- ・ 多数の債権等(証券化商品を除きます)が含まれる資産プールから、証券化商品の裏付資産となる債権等が無作為に選別される場合(※2)において、オリジネーターが当該資産プールに含まれる裏付資産となる原資産以外の全ての債権等を継続的に保有すること(または、資産プールから原資産となる債権と同時に無作為に選別された特定の債権等をオリジネーターが継続的に保有すること)により負担する信用リスクが、当該資産プールの総エクスポージャーの 5%以上であることが確認できる場合
- ・ 合成型証券化取引において、原資産たる債権に生じた損失をオリジネーターと投資家とが分担して負担する内容となっており、かつ、オリジネーターの負担する信用リスクが第 248 条第 3 項各号に掲げる信用リスクと同等以上であることが確認できる場合

※1 劣後トランシェに対する信用補完の方法として、組成時における各トランシェへの配当額の調整等によってエクセス・スプレッドが設定されることがあります。これは、オリジネーターが保証を行う場合と異なり、仮に、リスクが顕在化した場合であってもオリジネーターにおいて特段の出捐等を伴うわけではありません。このため、基本的にオリジネーターやその関係者による信用補完がなされているとはいえないと考えられます。

※2 無作為に選択されたといえるためには十分な量及び質を有する債権等が必要となります。量の面では、資産プールには一般的には100以上の債権等が含まれることが求められます。また、質の面では、証券化商品の原資産となる債権等と、オリジネーターが保有する債権等とを選別するに当たっては、オリジネーターの保有する債権等に特定の債権等が集中することがないように、債権等の組成時期、種類、組成された地域、満期日、借入金の比率、権利の種類、事業セクター、未払残高等の事情を適切に考慮することが求められます。

② 原資産の質（※3）につき深度ある分析を行い不適切な原資産の組成がなされていないと判断できる場合の例

- ・ 適切な鑑定評価書やエンジニアリングレポートが作成されている不動産（不動産に関する信託受益権を含む）を原資産とする証券化商品のように、オリジネーターのリスク負担の有無にかかわらず、客観的な資料等から不適切な原資産の組成がなされていないと判断できる場合
- ・ 証券化商品の組成を行う者が、保有する資産を原資産として証券化商品の組成を行うのではなく、原資産たる債権を市場から購入する方法により証券化商品の組成を行う場合において、市場で調達される当該債権の質が不適切なものではないことについて、客観的な資料等から判断できる場合

※3 証券化商品の投資に当たっては、信用リスク等の観点から、原資産の質につき深度ある分析を行うことが特に重要となります。このため、原資産の質の判断方法として、証券化商品の外部格付けや原資産の市場での取引価格、原資産の短期間（特に好況期）のパフォーマンスのみをもって判断することは不十分であると考えられます。

これらに加えて、例えば原資産がローン債権であれば、オリジネーターによるローンの審査基準が適切なものか、ローン契約のコベナントの内容が投資家の権利保護に資する内容となっているか、ローン債権に対する担保の内容や条件が適切なものか、オリジネーターやサービサー等における債権回収の能力等に問題がないかといった観点から確認・検証を行うことが求められます。

かかる確認・検証においては、実際に証券化商品の原資産たるローン債権の確認・検証が必要となりますが、その方法として金融機関自身が個別のローン債権について確認・検証が困難である場合には、上記の観点を含め、証券化目的導管体によるローン債権の取得・入替えの基準として客観的かつ合理的な基準が定められているか（証券化商品の組成に関与する者に原資産の選択に関し過大な裁量が与えられていないか）を確認の上、当該基準通りに裏付資産となる債権が適切に取得・入替えがされていることを適時に確認・検証すること（例えば、必要に

応じ現実に取得・入替えがなされた原資産のサンプルチェックを行うことによる確認・検証)が考えられます。

その他、合理的なシナリオ・期間を前提としたストレステストを実施すること等により証券化商品全体のリスク分析を行っておくことも望ましい対応であると考えられます。

以上の確認・検証の結果を踏まえ、金融機関において定める投資基準に照らし原資産の不適切な組成がなされていないと判断できることが求められます。

③ 証券化商品の取得後の状況の変化等により第 248 条第 3 項各号の要件を満たさなくなったもののリスク保有が継続的になされていると判断できる場合の例

- ・ 証券化商品の取得時にオリジネーターが第 248 条第 3 項各号の条件を満たしており、かつ、オリジネーターが当該エクスポージャーを継続保有しているにもかかわらず、原資産のデフォルトによりオリジネーターの保有するエクスポージャーの総額が同各号の要件を下回ってしまったに過ぎない場合

<オリジネーターによる信用リスクの負担状況の判断基準>

【関連条項】第 248 条第 3 項第 1 号

第 248 条-Q3 「オリジネーターが当該エクスポージャーに係る信用リスクを実質的に負担していない場合」とは、どのような場合ですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

証券化エクスポージャーを保有しているものの、当該エクスポージャーの保有により負担するリスクを保証等によりヘッジすること等により、実質的に信用リスクを負担していないと評価できる場合を指し、保証のほか、CDS を購入することにより信用リスクをヘッジする場合等も含まれます。

なお、オリジネーターがヘッジを行う等していないことの確認方法としては、アレンジャーからの情報開示や、オリジネーターから確認書を徴求する等の方法が考えられます。

<オリジネーターによる信用リスクの負担状況の判断基準>

【関連条項】第 248 条第 3 項第 4 号

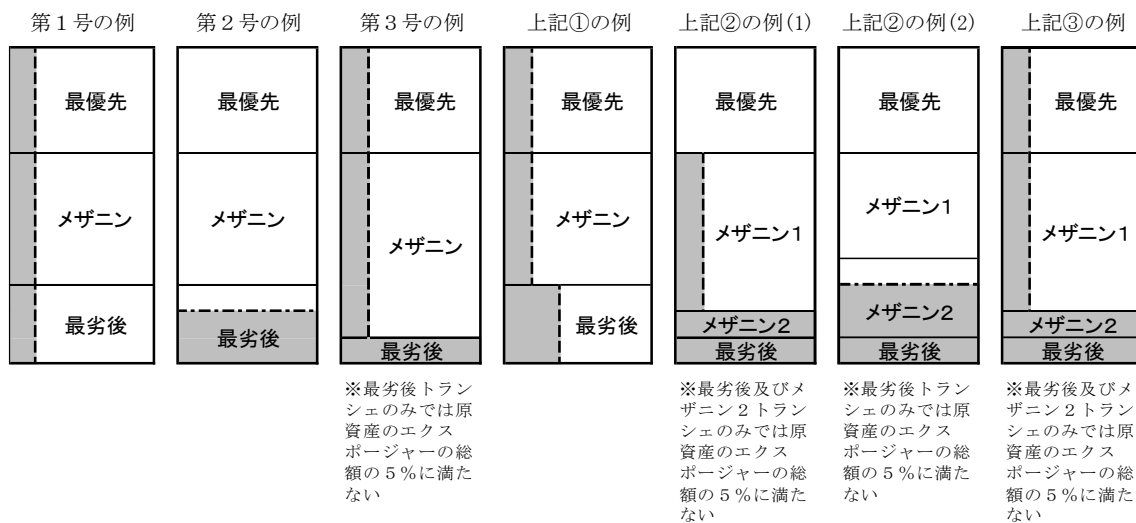
第 248 条-Q4 「オリジネーターが負担する信用リスクが前各号と同等以上であると認められる」とは、どのような場合ですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

オリジネーターの信用リスクの負担状況については個別具体的に判断する必要がありますが、オリジネーターが負担する信用リスクが第 248 条第 3 項第 1 号～第 3 号と同等以上であると認められる場合としては、例えば、以下のような場合が考えられます。

- ① 各トランシェを5%以上保有している場合
- ② 最劣後のトランシェ、又は、順に劣後するトランシェを合算しても5%未満である場合であって、オリジネーターがこれらのトランシェを全て保有するとともに、これらのトランシェに順に劣後するトランシェを保有し、これら保有部分の合計が全体の5%以上である場合
- ③ 最劣後のトランシェ、又は、順に劣後するトランシェを合算しても5%未満である場合であって、オリジネーターがこれらのトランシェを全て保有するとともに、当該トランシェ以外の各トランシェを均等に保有し、これら保有部分の合計が全体の5%以上である場合

第248条第3項第1号～第3号とあわせ、これらの例を図式化すると以下のようになります。



<オリジネーターによる信用リスクの負担状況の確認時期・方法>

【関連条項】 第248条第3項

第248条-Q5 第248条第3項の要件に該当することは、いつ、どのように確認すればよいですか。(平成31年3月15日追加)

(A)

第248条第3項の要件を満たすかどうかは、原則として、デュー・ディリジェンスに係る体制整備のもと証券化商品の取得時のみならず、リスク・アセットの計測の都度、継続的に

判断する必要があります。

また、告示の要件を満たすかの判断方法は、基本的にはオリジネーターから書面により確認を受ける等の方法が適切ですが、実務上、書面による確認が困難である等の場合には、書面に代えて、オリジネーター等の関係者からのヒアリング等の合理的な方法により確認することも許容されると考えられます。

なお、証券化商品によっては、その組成された法域において、（投資家に対してオリジネーターが信用リスクを継続保有していることの確認が求められるのではなく）オリジネーター又はこれに相当する者（以下「オリジネーター等」といいます。）に対し、第 248 条第 3 項各号の要件と同等程度の信用リスクを保有することが直接義務付けられている場合も考えられます。このような場合、当該オリジネーター等は信用リスクの保有義務を遵守しているのが通常であり、また、投資家としても、当該オリジネーター等による当該義務の遵守が当然の前提とされることにより、証券化商品の販売者等から当該オリジネーター等による信用リスクの保有状況について開示を受けることが難しい場合も想定されます。そのため、このような証券化商品については、当該オリジネーター等による信用リスクの保有状況について合理的に疑わしめる特段の事情がない限り、第 248 条第 3 項各号の要件を満たすものとして取り扱って差し支えありません。

他方で、証券化商品の組成された法域においてオリジネーター等に信用リスクの保有が義務付けられていない場合や、米国において組成されるいわゆる Open-Market-CLO のように、特定の証券化商品について信用リスクの保有を義務付けられる者が存在しない場合には、オリジネーター等の信用リスクの保有状況が開示されない限り、信用リスクの保有状況の確認はできませんので、金融機関においては深度ある分析によって「不適切な原資産の組成がなされていない」かどうかを判断する必要があります（第 248 条-Q1 を参照）。

<証券化エクスポージャーの重複>

【関連条項】第 248 条の 3

第 248 条の 3-Q1 一の証券化取引において、銀行が複数の証券化エクスポージャーを保有している場合において、エクスポージャーの重複が発生することがありますが、信用リスク・アセットの額の算出における取扱いはどのようになりますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

一の証券化取引において、銀行が複数の証券化エクスポージャーを保有している場合に、ある証券化エクスポージャーに係る損失が、別の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することによって、如何なる状況下においても回避されるのであれば、これらの証券化エクスポージャーの間には「重複」の状態が存在しているものと評価されます。こうしたエクスポージャーの重複部分については、信用リスク・アセットの額の算出対象から除外することが許容されます。

例えば、ABCP プログラムのスポンサー銀行が当該プログラムに信用補完を提供すると同時に、証券化目的導管体に対する投資持分（ABCP／ABL）を保有する場合には、証券化エクスポージャーの間で重複が発生しうるものと考えられます。如何なる状況下においても、当該信用補完の契約上の義務を履行することにより当該投資持分に係る損失が回避されるのであれば、「重複」の状態が存在していることから、当該投資持分に係る信用リスク・アセットの計算は不要となります。この場合、重複の対象となる複数の証券化エクスポージャーについて、重複する部分と重複しない部分に分割し（エクスポージャーの分割）、重複する部分については二重計算とならない形で、分割後の各証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額を算出し、合算する方法をとることが可能です。

他方で、当該信用補完の契約上、補完の対象となる資産や事由が限定されている場合など、「如何なる状況下においても当該投資持分に係る損失が回避されること」が疎明されないときは、「重複」の状態にあるとは評価されません。このとき、信用リスク・アセットの額の算出上の取扱いとして、信用補完と投資持分のそれぞれの証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、信用補完の条件（対象資産や事由など）を上記の「重複」の状態に達するまで信用補完の条件を変更した場合に重複が発生し得る当該信用補完に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率算出に利用することが認められます（投資持分に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出は不要となります。）。

このように重複の状態を作り出す方法は、銀行が一の証券化取引において流動性補完と信用補完をそれぞれ提供している場合や、銀行が信用補完を提供すると同時にマーケット・リスク相当額（個別リスク）の算出対象となる投資持分を保有している場合にも適用されうるものと考えられます。

<派生商品取引に係る証券化取引の取扱い>

【関連条項】第 251 条第 1 項

第 251 条-Q1 「マーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として」については、自己資本比率算出上、特定取引勘定設置銀行のうち一定条件を満たす金融機関に計測を求められるマーケット・リスクを想定しているのでしょうか。金融機関の中には、当該マーケット・リスクを計測対象外とする先も存在しますが、その場合に、本条文を適用してよいのでしょうか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

本条文は一般に証券化のスキームを組成する中で、金利スワップや通貨スワップ等の派生商品取引をスキームに組み込む際に、証券化目的導管体が保有するマーケット・リスクをヘッジすることを想定しています。したがって、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額を計測しない金融機関においても、本条文にある条件に該当すれば適用して差し支えありません。

<内部格付手法準拠方式によるリスク・ウェイト>

【関連条項】第 252 条

第 252 条-Q1 証券化エクスポージャーの裏付資産（購入債権）において返金を要しないディスカウント部分がある場合、内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を使用するに当たり、どのような点に留意する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

証券化エクスポージャーの裏付資産において返金を要しないディスカウント部分がある場合について、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に当たって内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を用いるときの留意点を、計算例と併せて以下にお示しします。

① 所要自己資本率 (K_{IRB}) の算出

K_{IRB} とは、第 254 条第 1 項において、「裏付資産の所要自己資本の額」が、「裏付資産のエクスポージャーの総額」に対して占める割合であると規定されています。ここで「裏付資産の所要自己資本の額」は、裏付資産に係る期待損失額と信用リスク・アセットの額の八パーセントを合計した額を指しますが、当該証券化エクスポージャーの裏付資産は購入債権であることから第 169 条から第 173 条の取扱いが適用され、期待損失額及び信用リスク・アセットの額には、デフォルト・リスクだけでなく、希薄化リスクを勘案することが必要となります。

また、第 254 条第 5 項において「所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。」と規定されていることにも留意が必要です。これらを踏まえると、当該証券化エクスポージャーの K_{IRB} の算出は以下の通りとなります。

$$K_{IRB} = \left\{ (EAD_{dilution} \times EL_{dilution} + \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) + (EAD \times EL + \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \right\} \div EAD_{dilution}$$

$$EAD = EAD_{dilution} - (EAD_{dilution} \times EL_{dilution} + \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%)$$

なお、 $EAD_{dilution}$ は、第 170 条第 6 項に規定されていますが、ここでは返金を要しないディスカウントであるため、ディスカウント部分を勘案せず、グロス・ベースで推計することになります。また、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、第 169 条ただし書きの規定により以下のように算出することとなります。

$$K_{IRB} = (EAD \times EL + \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \div EAD$$

$$EAD = EAD_{dilution}$$

② アタッチメント・ポイント (A) とデタッチメント・ポイント (D) の算出

A と D は、第 256 条第 1 項及び第 2 項において規定されているように、それぞれ次の算式により求めることとなります。上記①の取扱いと同様、それぞれの分母の「裏付資産のエクスポージャーの総額」には、購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）が含まれる点に留意が必要です。

アタッチメント・ポイント(A)

$$= (\text{裏付資産の残高の合計額} - \text{RW 算出の対象となる証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額} - \text{同順位であるトランシェの残高の総額}) \div \text{裏付資産の残高の合計額}$$

デタッチメント・ポイント (D)

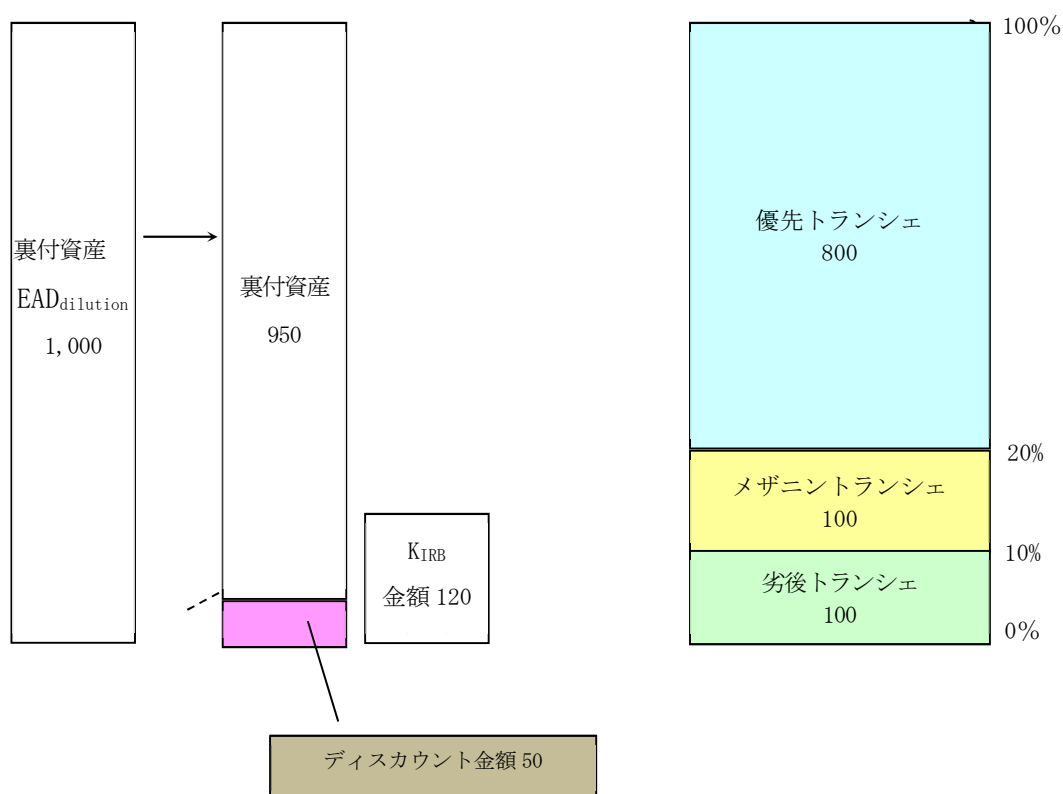
$$= (\text{裏付資産の残高の合計額} - \text{RW 算出の対象となる証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額}) \div \text{裏付資産の残高の合計額}$$

③ リスク・ウェイトの算出

上記の K_{IRB} やアタッチメント・ポイント (A)、デタッチメント・ポイント (D) の数値例とともに、内部格付手法準拠方式によるリスク・ウェイトの計算例を以下に記載します。

<前提条件> (図1を参照) (単位百万円 (以下、同様))

<図1>



- ・裏付資産の種類 : ホールセール
- ・裏付資産総額 : 1,000 (ディスカウントを勘案しない額面ベースでの額)
- ・ディスカウント後の裏付資産総額 : 950
- ・ディスカウント金額 : 50 (=1,000-950)
- ・優先トランシェ金額 : 800、残存期間 : 3年
- ・メザニントランシェ金額 : 100、残存期間 : 4年
- ・劣後トランシェ金額 : 100、残存期間 : 5年
- ・ K_{IRB} (金額) : 120、 K_{IRB} (率) : 12% (=120÷1,000)
- ・エクスポージャーの実効的な個数 : N=50
- ・裏付資産の加重平均 LGD : LGD=45%

<計算結果>

優先トランシェ

- ・アタッチメント・ポイント (A) = 20%
- ・デタッチメント・ポイント (D) = 100%
- ・トランシェのマチュリティ (Mt) = 3 (年)
- ・パラメータ (p) 算出上の各係数
〈A〉:0、〈B〉:3.56、〈C〉:-1.85、〈D〉:0.55、〈E〉:0.07
- ・パラメータ (p) = $\text{Max} (0.3, 0+3.56 \times (1/50)+(-1.85) \times 0.12+0.55 \times 0.45+0.07 \times 3)$
= 0.3067
- ・ $K_{SSFA(K_{IRB})} = (e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}) / (a(u - l)) = 0.0052$
ただし、 $a = -(1 / (p \times K_{IRB}))$
 $u = D - K_{IRB}$
 $l = \text{Max} (A - K_{IRB}, 0)$
- ・リスクウェイト (RW) は、アタッチメント・ポイント (A) が K_{IRB} を超えることから、
 $RW = \text{Max} (15\%, K_{SSFA(K_{IRB})} \times 12.5) = 15\%$

メザニントランシェ

- ・アタッチメント・ポイント (A) = 10%
- ・デタッチメント・ポイント (D) = 20%
- ・トランシェのマチュリティ (Mt) = 4 (年)
- ・パラメータ (p) 算出上の各係数
〈A〉:0.16、〈B〉:2.87、〈C〉:-1.03、〈D〉:0.21、〈E〉:0.07
- ・パラメータ (p) = $\text{Max} (0.3, 0.16+2.87 \times (1/50)+(-1.03) \times 0.12+0.21 \times 0.45+0.07 \times 4)$
= 0.4683
- ・ $K_{SSFA(K_{IRB})} = (e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}) / (a(u - l)) = 0.5332$
- ・リスクウェイト (RW) は、アタッチメント・ポイント (A) が K_{IRB} 以下であり、かつ
デタッチメント・ポイント (D) が K_{IRB} を超えることから、
 $RW = \text{Max} (15\%, ((K_{IRB}-A)/(D-A) + (D-K_{IRB})/(D-A) \times K_{SSFA(K_{IRB})}) \times 12.5) = 783\%$

劣後トランシェ

- ・アタッチメント・ポイント (A) = 0%
- ・デタッチメント・ポイント (D) = 10%
- ・トランシェのマチュリティ (Mt) = 5 (年)
- ・パラメータ (p) 算出上の各係数
〈A〉:0.16、〈B〉:2.87、〈C〉:-1.03、〈D〉:0.21、〈E〉:0.07
- ・パラメータ (p) = $\text{Max} (0.3, 0.16+2.87 \times (1/50)+(-1.03) \times 0.12+0.21 \times 0.45+0.07 \times 5)$
= 0.5383
- ・ $K_{SSFA(K_{IRB})} = (e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}) / (a(u - l)) = 1.1721$
- ・リスクウェイト (RW) は、デタッチメント・ポイント (D) が K_{IRB} 以下であることから、
 $RW = 1250\%$

※ なお、オリジネーターにおいては、ディスカウント金額(返金を要しないものに限る。)

について、1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー（この例では劣後トランシェ）を保有している場合は、当該証券化エクスポージャーの額から控除することが可能です。

<デフォルト・リスクと希薄化リスクを同等に扱わない信用補完>

【関連条項】第 252 条、第 254 条

第 252 条-Q1 証券化取引における信用補完の仕組がデフォルト・リスクと希薄化リスクを同等に扱わない場合であって、内部格付手法採用行が当該証券化取引に係るエクスポージャー（証券化エクスポージャー）に内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を用いる場合、どのように裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）及び信用リスク・アセットの額を算出すればよいですか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

証券化エクスポージャーの裏付資産がデフォルト・リスクと希薄化リスクの双方を有する証券化取引において、信用補完の仕組（優先劣後構造）が裏付資産のデフォルト・リスク／希薄化リスクのいずれに起因する損失も同等に扱う仕組となっている場合は、内部格付手法採用行が SEC-IRBA を用いて当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト及び信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、告示第 254 条に規定する所要自己資本率（ K_{IRB} ）を、購入債権の枠組みに基づき、デフォルト・リスク相当部分と希薄化リスク相当部分を合算する形で算出することとなります。

他方で、証券化取引における優先劣後構造が双方のリスクを同等に扱わない場合（ウォーター・フォールがデフォルト・リスクと希薄化リスクで異なる場合）は、適切に信用リスク・アセットの額を算出するためには、上記とは異なる取扱いが必要になると考えられます。優先劣後構造が双方のリスクを同等に扱わない仕組として様々なものが考えられることから、規制資本計算上の取扱いとして一律の計算方法が求められるものではなく、個々の証券化案件について、優先劣後構造の仕組を踏まえた適切な取扱いが期待されます。

<希薄化リスクのみを負担する購入債権のディスカウント部分>

【関連条項】第 252 条、第 254 条、第 173 条第 4 項第 1 号

第 252 条-Q2 希薄化リスクから生じる損失のみについて最劣後の信用補完を提供するために購入債権の価額がディスカウントされている場合において、内部格付手法採用行が当該購入債権の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該ディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として扱う場合に、どのような点に留意する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

告示第 173 条第 4 項第 1 号に規定されているように、デフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権の価額がディスカウントされている場合において、ディスカウントされた額から当該損失額を差し引いた

額（正の値をとる場合に限る。）を当該購入債権の譲渡人に対し返還することが約定されているときは、当該購入債権のディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として扱い、購入債権の価額（ディスカウント後の額）を優先トランシェとみなし、証券化エクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出することが可能です。

こうした取扱いは、希薄化リスクから生じる損失額のみに対して信用補完を提供するためにディスカウントされた購入債権についても該当します。ただし、裏付資産がデフォルト・リスクと希薄化リスクの双方を有する証券化取引において、信用補完の仕組（優先劣後構造）が裏付資産のデフォルト・リスク／希薄化リスクのいずれに起因する損失も同等に扱う仕組となっている場合は、内部格付手法採用行が SEC-IRBA を用いて当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト及び信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、告示第 254 条に規定する所要自己資本率（ K_{IRB} ）を、購入債権の枠組みに基づき、デフォルト・リスク相当部分と希薄化リスク相当部分を合算する形で算出することとなります。

<内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）における裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）の算出>

【関連条項】第 254 条

第 254 条-Q1 証券化エクスポージャーについて、内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を適用する場合、どのように裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）を算出すればよいですか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

内部格付手法採用行が、証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を用いる場合、信用リスクの内部格付手法に係る最低要件を充足していることを前提に、裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）を算出する必要がありますが、 K_{IRB} は次の算式により求められます。

$$K_{IRB} = \frac{\text{裏付資産の所要自己資本の額}}{\text{裏付資産のエクスポージャーの総額}}$$

分子となる「裏付資産の所要自己資本の額」は、ルックスルーにより証券化エクスポージャーの裏付けとなる全ての資産を把握した上で、自行がこれらの裏付資産を直接保有しているものと仮定して、内部格付手法により算出される所要自己資本の額（裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの額に 1.06 を乗じて得た額の八パーセントの合計額）となります（第 254 条第 1 項）。裏付資産が購入債権である場合は、第七章第三節第六款の規定に基づき、希薄化リスクに係る所要自己資本の額を適切に反映させる必要があります。他方、分母となる「裏付資産のエクスポージャーの総額」は、分子の「裏付資産の所要自己資本の額」の算出対象となる裏付資産のエクスポージャーの総額とすることが基本となります。ただし、金利スワップ・通貨スワップなど、トランシェへの元利払いに対する信用補完を提供しない裏付資産は、エクスポージャーの総額（分母）に含めない点には留意が必要です（な

お、この場合であっても、こうしたスワップ取引の相手方に対する信用リスクについて、所要自己資本の額を算出し、分子に含める取扱いが求められます。)

また、資金の払込みのある合成型証券化取引において、払い込まれた資金により証券化目的の導管体が保有・運用する担保資産（国債、高格付社債、預け金等）についても、当該担保資産の所要自己資本の額は分子に含まれる一方で、当該担保資産のエクスポージャーの額は分母には含まれない点にも留意が必要です。

<アタッチメント・ポイント (A) とデタッチメント・ポイント (D) >

【関連条項】 第 256 条

第 256 条-Q1 アタッチメント・ポイント (A) / デタッチメント・ポイント (D) の算出において、どのような点に留意する必要がありますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

リスク・ウェイトの算出対象となる証券化エクスポージャー（以下「対象トランシェ」という。）のアタッチメント・ポイント (A) / デタッチメント・ポイント (D) は、それぞれ次の算式により算出されます。

アタッチメント・ポイント (A)

$$= \frac{\text{全ての裏付資産の残高} - \text{優先トランシェの残高} - \text{同順位トランシェの残高}}{\text{全ての裏付資産の残高}}$$

デタッチメント・ポイント (D)

$$= \frac{\text{全ての裏付資産の残高} - \text{優先トランシェの残高}}{\text{全ての裏付資産の残高}}$$

(注)「優先トランシェの残高」は対象トランシェに優先する全てのトランシェの残高を、「同順位トランシェの残高」は対象トランシェと同順位の全てのトランシェ（対象トランシェについて金融機関が保有する証券化エクスポージャーを含む。）の残高を示しています。

これらの算出においては、対象トランシェに対して提供される信用補完の水準が適切に反映されるよう、証券化取引のストラクチャーの経済的実態を踏まえた適切な取扱いが求められます。

例えば、原資産のうち発行トランシェ総額を上回る超過担保部分や、裏付資産からの回収キャッシュ・フロー（信用リスク・アセットの額の算出基準日時点までに実際に回収されたキャッシュ・フローに限る。）を蓄積させた準備金及び準備金勘定を構成する資産のうち信

用補完機能を提供するものは、アタッチメント・ポイント (A) / デタッチメント・ポイント (D) の算出に当たって勘案される (算式中の「全ての裏付資産の残高」に含まれる。) こととなります。他方で、信用補完機能を提供しない、通貨スワップ・金利スワップ、準備金、純粋な流動性補完などは勘案することはできません。

なお、 K_{IRB} 又は K_{SA} の分母に含まれない資産は、アタッチメント・ポイント (A) / デタッチメント・ポイント (D) それぞれの分子及び分母にも含めないものとします。

<証券化エクスポージャーにおけるマチュリティの取扱い>

【関連条項】第 257 条

第 257 条-Q1 銀行が証券化取引に関連してコミットメント等の契約を通じて信用補完を提供する場合において、当該コミットメント等に係るエクスポージャーのマチュリティは、どのように考える必要がありますか (平成 31 年 3 月 15 日追加)
--

(A)

証券化取引に関連して銀行が、コミットメント、保証、資産の買取等の契約を通じて何らかの信用補完を提供することによりエクスポージャーを保有する状況が考えられますが、当該エクスポージャーのマチュリティの計算に当たっては、こうした契約自体の残存期間だけではなく、契約期間中に契約上の信用供与枠からの資金拠出が行われることを通じて損失リスクを抱えることになる潜在的なエクスポージャーの残存期間も考慮すべきであると考えられます。

例えば、銀行が一定の上限枠の範囲内で、原資産のプールのファーストロスを引き受けるような信用補完を提供する場合においては、信用補完に係る契約期間中において実際に資金拠出 (保証の履行や資産の買取り等) により信用補完が実行された後は、銀行は当該資金拠出の原因となった原資産の信用リスクに晒されることが想定されます。こうした信用補完の契約に伴う証券化エクスポージャーのマチュリティについては、資本賦課計算上の取扱いとして、当該契約自体の残存期間に、原資産のプールに含まれるエクスポージャー (プールに原資産が事後的に追加される可能性がある場合はプールへの追加が想定されるエクスポージャーを含む。) の中で残存期間が最長のものを加算した期間を用いるべきと考えられます。

他方で、銀行が提供する保証等により負担する損失が、当該保証等の契約期間中に発生した損失に限定される場合は、当該契約自体の残存期間を資本賦課計算上のマチュリティとして差し支えありません。なお、上記取扱いは流動性補完を提供する場合においても同様です。

<証券化エクスポージャーにおけるマチュリティ計算方法の選択>

【関連条項】第 257 条

第 257 条-Q2 第 257 条第 8 項第 1 号に規定の「証券化取引の契約に基づいて証券化エ
--

クスポージャーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産のパフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定されるものである場合に限る。」とは、どのようなケースを想定していますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

投資家たる金融機関が保有する証券化エクスポージャーに対するキャッシュ・フローの配分方法が契約に基づき予め取り決められている場合（約定弁済に基づくキャッシュ・フローの配分等）が想定されます。しかし、特定の条件を満たすときにキャッシュ・フローの配分方法がパススルー型による配分等に変更されることが同じく契約に基づき予め取り決められている場合、配分方法が変更された時点をもって第 257 条第 8 項第 1 号の適用は認められません。

<証券化取引における外部格付の利用要件>

【関連条項】第 260 条第 1 項第 2 号

第 260 条-Q1 適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合に、保証人又はプロテクション提供者が第 122 条で定める要件を満たさないときであっても当該外部格付を利用できるのはどのような場合ですか。
(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

保証人又はプロテクション提供者が第 122 条に定める要件を満たさないときであっても、実務上、当該保証人の関係者の信用力が証券化エクスポージャーの外部格付に反映される場合があります。

そのため、当該保証人等と密接な関係を有する者が第 122 条の要件を満たしており、かつ、その信用力が当該証券化エクスポージャーに付与された外部格付に適切に反映されている場合には、当該外部格付を利用できることとしています。具体的には、オリジネーター以外で、①保証人等の 100%親会社や、②当該保証人等に係る再保証契約やサポート契約の締結、ステップ・インや損失補填に係る事前合意等を行っている者が第 122 条に定める要件を満たしており、かつ、かかる資本関係や特約の存在が証券化エクスポージャーの外部格付に反映されている場合には、当該外部格付を利用できると考えられます。

なお、上記にかかわらず、第 247 条 2 項柱書により、証券化目的導管体は保証人又はプロテクション提供者としての適格を有しないことには留意が必要です。

<証券化取引における格付の公表要件>

【関連条項】第 260 条第 2 項第 2 号

第 260 条-Q2 証券化取引における格付の適格性に関する基準のうち、当該格付が「公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。」とありますが、具

体的にどのような情報項目の公表が必要ですか。(平成18年7月28日追加、平成22年3月31日修正、平成23年3月31日修正、平成31年3月15日修正)

(A)

バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額の算出の際に、「証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与された」格付の利用を認めています(第260条第2項第3号を参照)。

しかしながら、証券化エクスポージャーは、公募・私募を問わず個々の案件の詳細を第三者が把握することは難しいほか、過去のデフォルト実績も僅少であるため、格付をデフォルト実績値(例えば、3年累積デフォルト率)によって有意に検証することが困難であるのが実情です。このため、事業法人等に対する格付と比較して、証券化エクスポージャーに対する格付には市場規律が働き難いという特徴があります。こうした特徴を踏まえ、バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する格付の適正さが市場規律を通じて担保されることを可能とするため、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」(同項第2号)も求めています。

これらの点に鑑みると、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット算出の際に用いられる格付に関しては、事業法人等に対する格付以上に、適格格付機関が設定した格付基準(クライテリア)に基づき厳格に付与され、個々の証券化エクスポージャーに対する格付及び格付基準そのものの適切性が常に第三者によって評価され得ることが重要と考えられます。このような観点から、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」という要件を充足するためには、以下の項目について、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であること(※1)が必要であると考えます。

なお、「既存の証券化エクスポージャー」(発行日が平成18年9月30日までのものをいう。)については、「劣後比率」、「発行日又は発行月」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であることを「推奨」することに留めることと致します(開示推奨項目)。同様に、「海外の案件」(海外で発行され、裏付資産に本邦の資産を残高ベースで10%以上含まない証券化エクスポージャーをいう。)に関しても、「劣後比率」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を開示推奨項目に留めることと致します。

このほか、上記及び開示情報項目の背景に関しては、平成18年7月28日公表の「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件(案)」への意見一覧を併せて御参照下さい。

1. 一般情報

① 格付基準(クライテリア)

- 「格付基準」については、バーゼルⅡの要件（例えば、第260条第2項第3号を参照）に従って公表される格付の適切性を市場参加者が評価する際に最低限必要な程度の内容の開示が期待されます。具体的には、格付付与の際に注目する代表的なリスク特性や指標（例えば、ストレス倍率）を含む格付付与の考え方やプロセスに関する説明が想定されており、裏付資産ごとの基準や全ての裏付資産を網羅するような基準の開示を想定していません。
- ② 格付推移行列（マトリックス）
 - グローバル・ベース及び本邦ベース
 - 公表格付ベース（但し、公表格付と同様の格付基準に基づく非公表格付を含めることは可）

2. 案件情報（※2、3、4）

- ① 案件の名称
- ② 格付
- ③ 発行金額
- ④ 通貨
- ⑤ 裏付資産の種類
 - 例えば、住宅ローン債権、オート・ローン債権、リース債権等
- ⑥ 劣後比率
 - 「劣後部分の額/原資産の額」を基本的に想定していますが、他の定義であっても、当該定義が明確に記載され、格付機関毎に一貫性をもって用いられている場合は、許容されます。
 - 適格格付機関のレポート等の中で「劣後部分の額」と「原資産の額」が明記され、市場参加者がこれらを容易に入手し、「劣後比率」を算出することが可能である場合には、必ずしも「劣後比率」を具体的な比率（パーセンテージ）として開示していないことをもって、本公表要件が充足されていないとするものではありません。
- ⑦ 発行日又は発行月
 - 当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は、「格付付与日又は格付付与月」で代替することも可能です。
- ⑧ 法定最終償還日又は法定最終償還月
- ⑨ クーポン・タイプ（固定/変動）
- ⑩ 利率
 - 所謂「クーポン」を意味し、「利回り」を意味するものではありませんが、市場参加者が通常利用している情報端末等を通じて市場流通価格を入手可能である場合は、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。

- 変動金利型の証券化エクスポージャーの場合は、参照金利とそのスプレッドを開示することを想定しています。
 - 実績配当型の証券化エクスポージャーの場合は、「実績配当型」である旨記載することで、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。
- ⑪ スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート
- 当該適格格付機関の格付プロセスの信頼性に重大な疑義が生じない場合には、作成・公表が行われていないことのみをもって、適格格付としないことは想定していません。
- ⑫ 格付を変更した際の理由
- ※1 「市場参加者が容易に入手可能であること」とは、原則として適格格付機関のウェブサイト等にて無料で閲覧可能であることを想定していますが、上記の公表項目のうち、例えば、より詳細な「格付基準（クライテリア）」を有料で公表することを排除するものではありません。また、「海外の案件」については、証券化市場の状況が異なることを踏まえ、市場関係者が通常利用している情報端末等を通じて公表項目に関する情報を入手可能であれば、必ずしも無料で公表されていないことをもって、適格格付と扱わないものではありません。
- ※2 「案件情報」は、「格付」及び「格付を変更した際の理由」を除き、基本的に発行時点（当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は格付付与時点。（注3）において同じ。）の情報を想定しています。
- ※3 「案件情報」のうち、「⑩利率」については、これまで移行期間終了時（平成23年3月31日）に見直すことを前提に、開示を推奨することに留めていました（開示推奨項目）。
- 見直しの結果、発行時点が平成23年4月1日以降の証券化エクスポージャーについては、「⑩利率」を公表項目とすることと致します。ただし、発行時点において適格格付機関が当初格付を付与する前提とした当該証券化エクスポージャーに係る裏付資産のパフォーマンス情報等が公表されており、市場参加者が格付の適切性を評価できる場合には、引続き開示推奨項目に留めることと致します。なお、発行時点が平成23年3月31日までの証券化エクスポージャーについては、従前のおり開示推奨項目と致します。
- ※4 ABCP プログラムに代表される同一のスキームで反復継続して発行される証券化エクスポージャーの場合（所謂「プログラム型」）で、プログラムとして格付が付与されているときは、「発行金額」、「発行日」、「利率」等、発行の都度設定・更新される情報については、当該プログラムに対して適格格付機関が格付を付与した際の条件が開示されることを基本的には想定しています。なお、「法定最終償還日又は法定最終償還月」のように案件情報が「未定」であるときは、その旨記載し、

確定次第開示することが求められます。

<内部評価方式の運用要件>

【関連条項】第 260 条第 2 項第 4 号、第 261 条の 3 第 2 項第 1 号

第 261 条の 3-Q1 内部評価方式 (SEC-IAA) 適用要件の 1 つとして、ABCP プログラムから発行される ABCP が、外部格付準拠方式 (SEC-ERBA) の格付の適格性の基準 (第 260 条第 2 項) を充足していることが求められています。しかし、当該プログラムから発行される ABCP は ABCP スポンサーが提供する流動性補完等を勘案した外部格付を有しているため、その ABCP を ABCP スポンサーが保有した場合に、SEC-ERBA の運用要件の一つである第 260 条第 2 項第 4 号「銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該銀行による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。」を充足しない場合があります。この場合、第 260 条第 2 項第 4 号は ABCP スポンサー以外の第三者である投資家から見たものとしてみなすことが可能でしょうか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

バーゼル合意文書「Revisions to the securitisation framework」(2016 年 7 月公表)では、内部格付方式 (SEC-IAA) の適用要件として、外部格付準拠方式 (SEC-ERBA) の適用要件を直接参照せずに、“The ABCP itself is subject to the SEC-ERBA” (ABCP 自体は SEC-ERBA の対象である) と定められています。しかしながら当該記載に従うと、ABCP スポンサーは、当該プログラムの発行する ABCP を保有する場合において SEC-ERBA を適用することができず実務との乖離が懸念されることから、第 260 条第 2 項第 1 号から第 3 号全ての充足を求めることとします。

<特定貸付債権に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額>

【関連条項】第 262 条

第 262 条-Q1 特定貸付債権にかかるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を標準的手法準拠方式で計算する場合、純粋な証券化商品で示されるような明確な資料の入手が困難となることが想定されます。このような場合、与信管理業務で取得する決算資料等に基づき必要な計数(延滞率等 (W)) を推計してよいですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

標準的手法採用行が標準的手法準拠方式により特定貸付債権に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算する場合において、延滞率 (W) の算出は、各々の証券化取引において一貫性をもって使用することを前提に、入手可能な範囲の情報に基づき実施することも許容されます。

<原資産プールの延滞率>

【関連条項】第 266 条

第 266 条-Q1 証券化商品のトラスティレポートの内容等からは、原資産プールの延滞率 (W) の算定にあたって必要となる情報を全て取得することが困難である場合が想定されます。このような場合、実務上入手可能な範囲の情報に基づいて延滞率を算定してよいですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

延滞率 (W) の算出にあたっては、裏付資産について三月以上延滞エクスポージャー等の総額を把握するための情報を収集することが必要となります。もっとも、例えば、平成 31 年 3 月末時点において金融機関が既に保有している証券化商品等について、オリジネーター等から開示される情報が限定されている等の事情から、延滞率の算定に必要な情報の一部を取得することが実務上困難である場合には、当面の間、合理的に入手可能な情報に基づき延滞率の算出を行うことも許容されます。なお、保有する証券化エクスポージャーの情報等を把握するための体制については、248 条-Q1 をご参照ください。

<適格 STC 証券化取引>

【関連条項】第 267 条の 2 第 3 項等

第 267 条の 2-Q1 適格 STC 証券化取引の要件への充足状況は、オリジネーター及び投資家においてどのように確認する必要がありますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

オリジネーター及び投資家は、告示第 267 条の 2 第 3 項各号に規定する要件を満たすことを常に確認することができる証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出において同条第 1 項及び第 2 項によるリスク・ウェイトの軽減措置の適用を受けることができます。それぞれの要件について、充足するか否かを判定する上で必要となる確認事項や要件充足の目安などを以下にお示しします。

確認対象となる個別の要件の充足方法については、各項目に記載の通りですが、例えばオリジネーターが証券化エクスポージャーにつき一定期日において全ての要件を満たしていることをスポンサーに対して表明・保証する旨の書面を提出し、投資家が目論見書・商品概要書等でこれを一括して確認することも考えられます。

第 1 号 原資産の特性が同質であること。

原資産の同質性を評価するに当たっては、原資産の中で、「資産種類」、「法域」、「準拋法」、「通貨」が明確に異なる資産が混在していないことを確認することが求められます。また、原資産のプールを構成する債務に係る債務者との契約で、定期的な債務の返済期日が規定されていることの他、こうした債務の商品設計に当たって参照される(参照された)

市場金利が一般的に用いられるものであること（複雑な計算式やデリバティブ取引に依拠するものではないこと）の確認が求められます。

第 2 号 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を入手可能であること。

損失実績に関する情報の対象となる資産につき、原資産と実質的にリスク特性が類似することの根拠も併せて投資家が入手可能である必要があると考えられます。

第 3 号 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーに応じ、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。

イ 個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年以上

ロ イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上

ここでいう「組成の経験」は、あくまで原資産と実質的にリスク特性が類似する資産の組成の経験であり、かかる資産を原資産とする証券化商品の組成の経験ではないことに留意する必要があります。

第 4 号 原資産が原資産プールに含まれる時点で、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権が含まれていないこと。

ロ 証券化取引の関係者がデフォルトの可能性が高いことを示す証拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制執行手続が行われている債権が含まれていないこと。

第 5 号 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。

イ 債権の組成に先立つ三年の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低

下していることを推認させる情報をいう。)が信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。

ニ 当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。

オリジネーターによる確認の具体的な態様としては、以下のような方法が考えられます。

イ：オリジネーターが知りうる限り、証券化取引の実行日の四十五日前から実行日まで
の間において債務者がイに掲げる事項に該当するとの情報を認識しておらず、実行日後に、
この期間において実際に債務者がイに掲げる事項に該当していたことをオリジネーター
が認識した場合には、例えばオリジネーターが当該債権の買戻し（主要なリスク移
転の要件に反しない範囲に限る。以下ロ及びニにおいて同じ。）を行うことにより原資産
から除くこと等が関連契約に規定されていること。

ロ：オリジネーターが、証券化取引の実行日の四十五日前から実行日まで
の間において信用情報機関に照会のうえ、債務者がロに該当しないことを確認すること。ただし、オリ
ジネーター及び債務者間の契約において個人情報の利用目的が制限されている等の理由
によりかかる照会が困難である場合に限り、証券化取引の実行日の四十五日前から実行日
までの間において、債務者がロに掲げる事項に該当するとの情報をオリジネーターが知り
うる限り認識しておらず、実行日後に、この期間において実際に債務者がロに掲げる事項
に該当していたことをオリジネーターが認識した場合には、例えばオリジネーター
が当該債権の買戻しを行うことにより原資産から除くこと等が関連契約に規定されてい
ること。

ハ：オリジネーターが、証券化取引の実行日の四十五日前から実行日まで
の間において、債務者に当初の外部格付又は外部信用評価を付与した適格格付機関等
に対する照会又は公表情報等により、債務者がハに該当しないことを確認すること。

ニ：オリジネーターが知りうる限り、証券化取引の実行日の四十五日前から実行日
までの間において、債務者がニに掲げる事項に該当するとの情報を認識しておらず、
実行日後に、この期間において実際に債務者がニに掲げる事項に該当していたことを
オリジネーターが認識した場合には、例えばオリジネーターが当該債権の買戻しを
行うことにより原資産から除くこと等が関連契約に規定されていること。

上記の確認においては、イ～ニと併せて、オリジネーターの知り得る限りにおいてこれら
の債権に係る債務の支払状況について悪化の兆候がないことの確認も行われている
ことが求められます。

第6号 原資産プールを構成する債権が当該原資産プールに含まれる時点で、当該債権

の返済実績が原則として一回以上あること。

支払回数が1回のみ の債権や、クレジットカード債権等のリボルビング型の資産（信用枠が付与された資産）等については、本要件を満たす必要はないと考えられます。

第7号 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。

証券化目的導管体に譲渡される原資産がオリジネーターの一貫した審査基準（原資産の著しい信用力の劣化をもたらさないような基準である必要があります。）により組成されていることを確認する必要があります。

この中で、①証券化取引に伴い証券化目的導管体に譲渡される原資産と、譲渡されずにオリジネーターが引続き保有する（同種の）資産の双方が、一貫した審査基準により組成されたものであること（特に、証券化目的導管体に譲渡される原資産がオリジネーターにより引続き保有される資産よりも緩和された審査基準により組成されたものでないこと）や、②仮にオリジネーターの審査基準が変更となった場合には、変更されたタイミングとその目的が投資家に開示されるようになっていることについての確認もなされるべきと考えられます。

なお、原資産のプールを構成する債権が第三者から購入した債権である場合は、オリジネーターが当該第三者の審査基準を（審査基準の存在とその質を確認する観点から）レビューし、当該第三者により債務者の「適時の支払いを行う能力と意思」が評価されていることをオリジネーターが検証していることを確認する必要があります。

第8号 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないこと。

原資産の抽出基準が明確である場合には、オリジネーターによって恣意的に選択されたものではないと考えられます。投資家は、入手可能な取引関連書類（第15号参照）に当該抽出基準が記載されていることをもって、原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないことを確認できます。

第9号 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。

原資産についてオリジネーターの倒産手続等からの法的な隔離性の有無を判断する際には、全ての原資産の譲渡につき以下の点を充足していることを確認したうえで、真正売買（オリジネーターにつき倒産手続等が開始した場合においても、オリジネーターから証券

化目的導管体等に対する原資産の譲渡が裁判所や管財人等により担保目的の取引として再構成される可能性が低いこと) についての弁護士意見が必要です。

- ① 有効な債務者対抗要件が具備されており(必要に応じて有効な債務者対抗要件が速やかに具備可能な状態にあることで足りる。)、債務者への執行が可能であること(当該証券化取引の原資産が債権の場合、譲受人による回収に悪影響を及ぼす可能性がある条件が付されておらず、又はそのような制約の対象となっていないことを含む。)がオリジネーターの表明保証に含まれていること。
- ② 有効な第三者対抗要件が具備されていること。
- ③ クレジット・デフォルト・スワップやその他デリバティブ、保証による効果としてではなく、証券化対象資産として証券化目的導管体等への譲渡が行われていること。
- ④ 譲受人が原資産に係る契約の最終的な債務者に対し、当該証券化取引に基づく有効な請求権を有していること。

「弁護士等」とは、証券化取引一般に関する知見及び経験を有しており、かつ取引当事者のいずれかによりリテインされた弁護士等をいいます(以下第15号において同様)。

第10号 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握できる階層別データ(分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。)を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

発行市場・流通市場での証券化商品への投資の場面で、投資前の適切なデュー・ディリジェンスの実施を確保する観点や、投資後において対象商品のパフォーマンスについて適切かつ継続的なモニタリングを確保する観点から、個別明細データ又は(分散度の高い原資産プールである場合は)リスク特性の把握が可能となる階層別データについて、投資家(潜在的な投資家を含む。)が入手可能であることが求められます。投資後のモニタリングの場面では、標準的な投資家向けレポートを入手可能であることも必要です。既発行の商品については、こうしたデータや投資家向けレポートは、証券化取引期間中にわたって、少なくとも四半期に一回の頻度で更新されるものであり、また両者の間で基準日の整合性も確保されていることが求められます。

なお、こうした原資産に関するレポートが正確であり、また原資産が適格要件を充足していることについて一定の保証を提供する観点から、当初の原資産ポートフォリオは、外部の会計専門家や当該証券化商品の計算代理人又は管理会社といった、法的な説明責任を負う独立した第三者により検証(※)される必要があります。当該検証による報告書は投資家に対して開示する必要はありませんが、検証結果は目論見書等の中で開示され

るべきと考えられます。

※当該検証は、最低限の信頼水準を確保したうえで、当初のポートフォリオの代表的なサンプルに基づいて行うことも可能とします。

第 11 号 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換えに依存するものではないこと。

原資産がリファイナンス・リスクに晒されている場合、投資家による証券化商品に対する評価・分析はより複雑なものとなり得ます。特に、原資産のプールの分散度が低く、原資産からの返済プロファイルの発生時期・金額に偏りがある場合においては、投資家への償還は原資産のリファイナンス・リスクの影響を強く受けることが想定されます。こうした観点から、原資産のプール及びその返済プロファイルが十分に分散されていない状況においては、証券化商品（投資持分）に対する償還原資は、原資産の売却又は借換えに依存するべきではないと考えられます。

要件充足の判定に当たっては、原資産の種類とその特性を踏まえた上で、投資持分に対する償還原資が売却又は借換えによって得られているものではないこと、及び、将来においてそれらに依拠することが想定されないことを確認することが求められます。

第 12 号 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、投資家がヘッジ取引に関する情報を入手可能であること。

証券化目的導管体の資産と負債の間で金利・通貨が異なる場合は、投資家への支払リスクを軽減するとともに、投資家によるキャッシュ・フローの予想を容易にする観点から、金利リスクと外国為替リスクは適切に軽減された状態である必要があります。また、こうしたリスク軽減のために金利・外国為替のヘッジ取引が行われる場合には、当該取引は業界標準のマスター契約（ISDA マスターアグリーメント等）に準拠する形で文書化されており、また純粋に金利・通貨による資産と負債のミスマッチをヘッジする目的で用いられるデリバティブ取引である必要があります。

信用リスク・アセットの額の算出において、リスク・ウェイトの優遇措置を受ける場合には、上記の点を確認する必要がありますが、金利リスクや外国為替リスクが「適切に軽減された状態である」ことを確認する観点では、適切なストレス・シナリオの下でヘッジの有効性を説明した感応度分析や、ヘッジされた元本金額の割合を含む定量的情報が適時かつ定期的に投資家（潜在的な投資家を含む。）に還元される形で、ヘッジ取引の期間中にわたってリスク軽減の適切性が示されていることの確認が求められます（なお、当該ヘッジ取引は完全ヘッジである必要はありません。）。

また、ヘッジがデリバティブを通じて行われえない場合には、個別に設けられた、個々の

特定のリスクをヘッジするために利用されるリスク軽減手法のみが認められ、(信用リスクと金利リスクなど)複数のリスクを同時にヘッジするようなリスク軽減手法は認められない点に留意が必要です。こうしたデリバティブ以外のリスク軽減手法は、全額資金手当てされ、常に利用可能となっている必要があります。

第 13 号 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定され、かつ、元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性がある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。

具体的には、証券化取引に係る関連契約（信託契約や債権譲渡に係る契約を含みますが、これらに限られない。以下、第 14 号において同じ。）において、

- ① 各トランシェにおける投資家への支払順序（ウォーター・フォール）
- ② 償還方法の変更事由が発生した後等における元本及び利息の支払方法

が有効に規定されていることが必要であると考えられます。ただし、証券化取引の期間を通じ、履行期が到来した上位トランシェの債権者への金銭による支払よりも下位トランシェの債権者の金銭による支払が優先されることになるような規定や、回収状況に係るトリガー、デフォルト事由又は早期償還事由が生じた後において、裏付資産の即時の現金化が義務付けられるような規定は適切ではないと考えられます。

元利払いに影響を与える可能性がある、原資産にかかる債権放棄・支払猶予等の措置については、投資家がかかる措置の実施を特定できるよう、予め明確な基準を設けておくことが必要と考えられます。

また、リボルビング期間が設定されている証券化取引においては、早期償還事由、リボルビング期間終了事由の双方又は一方に該当する事由として、次のすべての項目が規定されていることが必要と考えられます。

- ① 原資産のプールの信用状態の劣化に係る項目
- ② 補充前と同様の信用リスク水準の原資産が十分に補充されないことに起因する項目
- ③ オリジネーター又はサービサーの信用力の悪化に係る項目

さらに、オリジネーターは、投資家が証券化商品の償還分析を容易に可能とするため、ウォーター・フォールに影響を与えうる事項に関する十分な情報を投資家に対して適時に提供する必要があります。

第 14 号 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資

産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。

第 15 号 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

「取引関連書類」とは、目論見書、信託契約書、債権譲渡に係る契約書、サービシングに係る契約書、事務管理に係る契約書、債権者間契約書その他の契約書、合意書、誓約書、約定書、規約、定款、資産流動化計画等、証券化取引に関する一切の文書（取引の実行前においては、直近におけるこれらの草案又は仮文書）をいうと考えられます（以下、第 17 号及び第 18 号において同じ。）。

開示対象となる取引関連書類に重要な変更が生じた場合には、オリジネーターが遅滞なく投資家に通知するように取り決められていることが必要です。

第 16 号 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な態様で保有していること（第二百四十八条第三項各号に掲げるいずれかの条件を満たしていることを含む。）。

オリジネーターが当該法域における適切なリスク・リテンションの要件を満たしている場合、本要件を充足しているものと考えられます。本邦では、告示第 248 条第 3 項各号に定める要件を満たす場合、本要件を充足しているものと考えられます。

第 17 条 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件の全てを具備していること。

- イ 受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていること。
- ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トランシェの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されていること。
- ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。

規制金融機関ではない事業者がサービシング等の業務を受託しているときは、外部の第三者たる専門家が、当該事業者が証券化取引に係る受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていることについて確認していることが必要になると考えられます。

第 18 号 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。

- イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任
- ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項

第 19 号 投資家が次に掲げる情報を入手可能であること。

- イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）
- ロ 原資産に係る延滞状況等
- ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報

第 20 号 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。本号において同じ。）において、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく、かつ、第六章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

- イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン 当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにおける金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。
- ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。
- ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

今後、信用リスクの標準的手法におけるリスク・ウェイトが改訂された場合には、それに応じて本号のリスク・ウェイトも改訂することが想定されます。

第 21 号 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けのエクスポージャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあっては二パーセント）以下であること。

第 22 号 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要件と同種類の要件を確認するために必要

な情報を投資家に対して適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること。

本邦においては、現時点でオリジネーターに対して証券化取引のSTC適格要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することを義務づける法令は存在しませんが、外国において同様の法令が存在する場合や、同様の義務を契約に基づいて規定している場合（投資家に直接開示することのみならず、スポンサーや信託受託者を通じて開示することを含みます。）には本号の要件を満たすことになると考えられます。

(以上)